

令和元年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和元年12月6日 午前10時00分 開会
午前11時11分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	吉川正人
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教 育 部 長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩永睦治	書 記	吉村浩尚
書 記	高松和弘	書 記	福原有美

6. 会議録署名議員 10番 岡本吉司 11番 西井 覚

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第58号 葛城市教育委員会委員の任命について

- 日程第4 議第59号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第5 議第60号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第6 議第61号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第7 議第62号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制
定することについて
- 日程第8 議第63号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定す
ることについて
- 日程第9 議第64号 葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに
伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第10 議第65号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正すること
について
- 日程第11 議第66号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一
部を改正することについて
- 日程第12 議第67号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつ
いて
- 日程第13 議第68号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第69号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することにつ
いて
- 日程第15 議第70号 葛城市公園条例及び葛城市都市公園条例の一部を改正することにつ
いて
- 日程第16 議第71号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第72号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
- 日程第18 議第73号 令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第19 議第74号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決
について
- 日程第20 議第75号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決につ
いて
- 日程第21 議第76号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決に
ついて
- 日程第22 議第77号 令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決につ
いて
- 日程第23 議第78号 令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和元年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和元年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。年の瀬の慌ただしさが感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第23までの21議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例の一部改正及び規約変更議案の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております2件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第4回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末のご多忙な時期にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素より葛城市の行政運営にご尽力をいただいておりますことに心よりお礼を申し上げる次第でございます。

さて、今定例会におきましてご提案させていただいております案件は、人事案件が4件、議決案件が17件であり、全部で21件でございます。内容につきましては、それぞれ提案時にご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

下村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、岡本吉司君、11番、西井覚君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。令和元年第4回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る11月27日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第58号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第59号から日程第6、議第61号までの3議案につきましても人事案件でございますので、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第7、議第62号から日程第17、議第72号までの条例制定、条例の一部改正、規約変更の11議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には議第62号、議第63号、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号、議第70号の7議案を、厚生文教常任委員会には議第64号、議第69号、議第71号、議第72号の4議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第18、議第73号から日程第23、議第78号までの補正予算6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、会派の調整等を図って委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日12月6日から20日までの15日間とし、11日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。12日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。13日午前9時30分より総務建設常任委員会、16日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。17日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。18日、19日は予備日とし、20日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況をそれぞれ委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして、各委員長より審査結果について報告願ひ、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出された意見書案につきましては、既に配付しておりますとおり2件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、

回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から20日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から20日までの15日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第58号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第58号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の米田知昭氏が本年12月20日付をもって任期満了となるため、新たに高橋真一氏を葛城市教育委員会委員に任命いたしたく、今議会に提案するものでございます。委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定をされておりますことから、新庄小学校PTA会長、葛城市PTA協議会会長を歴任され、現在、小・中学生、高校生の保護者である高橋氏にお願いをすることにいたしましたわけでございます。また、高橋氏におかれましては、人格が高潔で、教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、葛城市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないので、討論を終結いたします。
これより議第58号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、議第59号から日程第6、議第61号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案を一括議題といたします。なお、本3議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。
阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第59号から議第61号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和2年3月5日付をもって葛城市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い、本議会に提案するものでございます。

まず、議第59号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、仲田博則氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。次に、議第60号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、中井康郎氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。最後に、議第61号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、村田英介氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

以上、3名の方々につきましては、固定資産に関します知識並びに人格、識見いずれもすぐれており、最適任者であると認められます。よって、葛城市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本3議案につきましては一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第4、議第59号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第59号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
日程第5、議第60号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第60号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
日程第6、議第61号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第61号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第7、議第62号から日程第17、議第72号までの条例の制定及び一部改正、規約変更の11議案を一括議題といたします。

本11議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第62号から議第72号までの11議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第62号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、本市において任期付職員を採用する際に必要な事項を定めるものでございます。地方行政の高度化、専門化が進む中、任期付職員制度を導入することにより、市役所内部では得られにくい専門的な知識経験を有する者を一定期間の業務に従事させることができ、また多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、一定の期間に限り業

務量の増加が見込まれる業務、一定の期間に終了することが見込まれる業務に任期を定めて職員を採用することが可能となります。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第63号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、任用等に関する制度が明確となり、給付規定が整備されることとなった一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の給与及び費用の弁償について、必要な事項を定めるものでございます。会計年度任用職員の任期は、1会計年度の範囲内とし、1週間の勤務時間が常勤職員と同一の者をフルタイム会計年度任用職員、常勤職員より短い者をパートタイム会計年度任用職員とするものでございます。フルタイム会計年度任用職員には給料及び各種手当を、パートタイム会計年度任用職員には報酬、期末手当及び費用弁償を、それぞれの職務の内容、責任の度合い及び勤務形態に基づき、任命権者が基準額を決定し、勤務した時間に対して一般職の職員に準じて支給するものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、下水道事業の健全な経営を推進するために、令和2年4月1日から葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、葛城市行政組織条例のほか、関係する11条例を一括して改正する本整備条例を制定するものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告に基づく国の給与改定に準じまして、本市におきましても議会議員に対し支給する期末手当を、年間3.35月分から0.05月分引き上げ3.4月分とするもので、本年度は12月期に0.05月分を引き上げ、令和2年度以降は年間の合計の支給割合を3.4月分のまま、6月期と12月期にそれぞれ1.7月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和2年4月1日でございます。

次に、議第66号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告に基づく国の給与改定に準じまして、本市におきましても常勤の特別職に対し支給する期末手当を、ただいま説明申し上げました議会議員に対するものと同様に引き上げるものでございます。施行期日は公布の日及び令和2年4月1日でございます。

次に、議第67号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告に基づく国の給与改定に準じまして、本条例を改正するものでございます。まず、本年4月1日にさかのぼり、給料表を平均0.1%引き上げる改正を行うものでございます。次に、勤勉手当の年間支給割合を、現行の年間1.85月分から0.05月分引き上げ1.9月分とし、本年度12月期の勤勉手当で0.05月分を引き上げ、令和2年度以降、年間の合計の支給割合を1.9月分のままとし、6月期と12月期にそれぞれ0.95月分とするものでございます。また、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に

引き上げるものでございます。これに伴い、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、経過措置を講じるものでございます。施行期日は公布の日及び令和2年4月1日でございます。

次に、議第68号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、自家用の乗用電気軽自動車等に限り、2年間延長するものでございます。公布期日は令和3年4月1日でございます。

次に、議第69号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、災害援護資金の償還等に関する所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、災害援護資金に係る償還金の支払猶予制度が貸し付けを受けた者にとって重要な制度であり、法律上明確であることが望ましいなどを踏まえ、政令のみならず法にも規定されたことや、これまでは死亡または重度障がいによる場合のみ償還が免除されておりましたが、破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けた場合についても、償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるようになったことを受け、引用条項の整理を行ったものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第70号、葛城市公園条例及び葛城市都市公園条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、現在、葛城市緑の基本計画の改定作業を進めておることに伴いまして、改めて都市公園としての要件について関係法令に基づき整理、見直しを行った結果、葛城市公園条例に規定された公園の中に都市公園の要件を満たす公園が存在したため、該当する9公園を葛城市公園条例から削除し、葛城市都市公園条例に追加するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第71号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、下水道の使用実態についての適正把握と下水道使用料の適正徴収を目的とし、使用開始後に使用態様の変更が生じた場合の届出に関する規定を整備するほか、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するとともに、心身の故障等に係る個別審査規定を置くものでございます。施行期日は公布の日及び令和2年4月1日でございます。

最後に、議第72号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。現在、組合8市町は、収集したし尿を貯留中継基地まで運搬し、清掃事務組合がそこから処理施設まで10トン車で運搬しております。しかしながら、御所市が貯留中継基地から処理施設までの運搬業務を単独で行うこととなったため、清掃事務組合が共同処理する事務及び共同処理する市町の区分を明確にする変更を行うほか、所要の変更を行うものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本11議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第62号、議第63号、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号、議第70号の7議案については総務建設常任委員会に、議第64号、議第69号、議第71号、議第72号の4議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第73号から日程第23、議第78号までの令和元年度補正予算6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第73号から議第78号までの6議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億265万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,425万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、総務費では、財務会計システム改修委託料、民生費では、国庫負担金等の確定に伴う精算返還金や学童保育所建設に係る用地購入費、農林商工費では、ため池ハザードマップ作成に係る委託料、土木費では、国鉄・坊城線整備事業に係る事業費の補正、消防費では、消防団屯所建替に伴う工事請負費の追加、教育費では、小・中学校体育館空調設備設置事業に係る工事請負費の減額、當麻スポーツセンター空調設備設置事業に係る委託料等の補正をお願いするものでございます。第2条では、継続費の補正でございます。教育費で、小・中学校体育館空調設備設置事業を2カ年度の継続費で追加するものでございます。また、土木費で、国鉄・坊城線整備事業において、事業総額と年割額の変更をお願いするものでございます。第3条では、繰越明許費といたしまして、総務費で、移動系防災行政無線デジタル化整備事業、消防費で、消防団屯所建替事業でございます。第4条では、債務負担行為の補正といたしまして、消防団屯所建替事業及び東京2020オリンピック聖火リレー運営事業の2事業につきまして、期間と限度額を定めるものでございます。第5条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第74号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,962万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、法改正に伴う電算システムの改修に係る費用の追加でございます。

次に、議第75号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定の歳出のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額に増減はございません。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人

件費の補正、介護予防生活支援サービス事業費の減額でございます。

次に、議第76号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,028万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、議第77号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,482万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

最後に、議第78号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用で450万3,000円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を6億8,175万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第73号から議第78号までの6議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号から議第78号までの6議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前11時10分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に岡本吉司君、同じく副委員長に松林謙司君、以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、11日、12日、20日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日午前9時30分から総務建設常任委員会、16日午前9時30分から厚生文教常任委員会、17日午前9時30分から予算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時11分